

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千授福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 理事長に対し月額300,000円の報酬を支給する。その他の役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、本会の業務にあたった場合の費用弁償は支給しない。

(公表)

第5条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法人第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成30年6月29日から施行する。
2. この規程は、第3条を改正し令和4年6月23日から施行する。